

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	都市下水路に物件を設ける等の占用許可	
根拠法令・条項	下水道条例第32条	
所 管 課	下水道管路部 下水道事業調整課	
審 査 基 準	<p>1. 適用要件 都市下水路の敷地等に次の各号の物件を設置しようとするとき。 (1) 電柱、電らん、水道管その他の埋設管類 (2) 鉄道又は軌道敷地 (3) 通路又は架橋 (4) 仮設物件としての板囲い、物置場その他これに類する物件 (5) その他公共の用に供する物件</p> <p>2. 審査規準 次の各号に掲げる事項に適合するか否か。 (1) 占用物件の設置等が都市下水路の整備、管理及び機能に支障を生じないもので、かつ周辺の物件に悪影響を及ぼさないこと。 (2) 占用物件が、都市下水路の敷地等に設ける以外に方法がないもの、又は他に適当な敷地等がなく都市下水路の敷地等に設けることがやむを得ないもの。 (3) 都市下水路の敷地が既に通路の形態をなしている場合にあつては、地域の公益主体に認められるもの。 (4) 占用物件はその占用目的を達成する必要最小限の内容でなければならない。</p> <p>3. 許可要件 (1) 占用料徴収する。 (2) 占用許可期間が終了したときは、原状に回復すること。 (3) 公共の用に供する必要が生じた場合、又は占用許可条件に違反したときは、許可を取り消す。 (4) その他都市下水路管理者が定める許可条件に従うこと。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>※庁内で処理できる場合は30日 ※他の行政機関と協議を要する場合は、その期間が上乗せとなる。</p>
	標準処理期間を設定できない理由	